

総会及び理事会の運営に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪市環境経営推進協議会の総会及び理事会の運営に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な処理を確保することを目的として制定するものである。

(招 集)

第2条 総会の招集には、少なくとも20日以前に、日時及び場所並びにその会議の目的及び議題を書面で、会員に通知しなければならない。

2 理事会の招集には、少なくとも10日以前に、日時及び場所並びにその会議の目的及び議題を書面で、理事に通知しなければならない。

(定足数)

第3条 総会は、10分の1以上の会員の出席がなければ成立しない。

2 理事会は、過半数以上の理事の出席がなければ成立しない。

(書面表決等)

第4条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者に議決の行使を委任することができる。

2 理事会に出席できない会員は、会員の中から代理人を選任し、出席させることができる。また、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者に議決の行使を委任することができる。

3 前項の規定により表決権を行使する会員は、第3条及び大阪市環境経営推進協議会規約第14条の規定の適用については出席したものとみなす。

附 則

この規程は、大阪市環境経営推進協議会の設立の日（平成19年6月26日）から施行する。